

特定調達品目及び判断の基準等（案）（公共工事変更箇所抜粋）

19. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（<u>材料</u>、<u>機材</u>）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 【配慮事項】 ○資材（<u>材料</u>、<u>機材</u>）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	

			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル	

		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4

		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表 2 【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
--------	-------------	---

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	---

備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

塗料	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。
----	----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度 L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675 による。

3 ~~判断の基準②については、~~日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後 24 ヶ月経過後の測定が必要なことから、平成 25 年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合であっても特定調達物品等とみなすこととする。

4 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

再生木質 ボード	パーティクル ボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	繊維板	
	木質系セメント板	

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
-----	-----	---

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の回路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50H z		$E = \frac{11.2S^{0.732}}{15.3S^{0.696}}$
		60H z		$E = \frac{11.1S^{0.725}}{14.4S^{0.698}}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E = \frac{16.6S^{0.696}}{23.8S^{0.653}}$
			500kVA 超	$E = \frac{11.1S^{0.809}}{9.84S^{0.842}}$
		60H z	500kVA 以下	$E = \frac{17.3S^{0.678}}{22.6S^{0.651}}$
			500kVA 超	$E = \frac{11.7S^{0.790}}{18.6S^{0.745}}$
モールド変圧器	単 相	50H z		$E = \frac{16.9S^{0.674}}{22.9S^{0.647}}$
		60H z		$E = \frac{15.2S^{0.691}}{23.4S^{0.643}}$
	三 相	50H z	500kVA 以下	$E = \frac{23.9S^{0.659}}{33.6S^{0.626}}$
			500kVA 超	$E = \frac{22.7S^{0.718}}{24.0S^{0.727}}$
		60H z	500kVA 以下	$E = \frac{22.3S^{0.674}}{32.0S^{0.641}}$
			500kVA 超	$E = \frac{19.4S^{0.737}}{26.1S^{0.716}}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油をが使用するされるものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料をが使用するされるものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：W）

S：定格容量（単位：kVA）

4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 15001482-及び 1501483-に規定する標準仕様状態で使用しないもの準標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第71号第61号（平成24年3月30日平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。